

佐賀県	
市区町村数	20

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例			男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)							
								有		無	有		無		現在の状況	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	計画名称	計画期間						
						10	13	3				20						
41	201	佐賀市	人権・同和政策・男女参画課	1	1	1	1	佐賀市男女共同参画を推進する条例	2007年12月21日	2008年4月1日		第4次佐賀市男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1			
41	202	唐津市	男女共同参画課	1	1	1	1				0	唐津市男女共同参画基本計画(第4次)	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1			
41	203	鳥栖市	市民協働推進課	1	2	1	1				0	第2次鳥栖市男女共同参画行動計画(後期計画)	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1			
41	204	多久市	総合政策課	1	2	1	1				0	多久市男女共同参画計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1			
41	205	伊万里市	企画政策課	1	1	1	1	伊万里市男女協働参画を推進する条例	2016年3月25日	2016年4月1日		第4次伊万里市男女協働参画基本計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1			
41	206	武雄市	男女参画課	1	1	1	1				2	第3次武雄市男女共同参画推進計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1			
41	207	鹿島市	人権・同和对策課	1	2	0	0				0	第3次鹿島市男女共同参画基本計画・第2次鹿島市DV対策基本計画	2021年5月 ~ 2025年4月	1	1			
41	208	小城市	総務部企画政策課	1	2	1	1				0	第3次小城市男女共同参画プラン(さくらプラン)	2022年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1			
41	209	嬉野市	企画政策課	1	2	1	1	嬉野市男女共同参画を推進する条例	2014年3月28日	2014年4月1日		第3次嬉野市男女共同参画行動計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1			
41	210	神埼市	総務課	1	2	0	1				0	第3次神埼市男女共同参画基本計画・DV被害者支援計画・女性の活躍推進計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1			
41	327	吉野ヶ里町	財政協働課、こども・保健課	1	2	1	1				0	第2次吉野ヶ里町男女共同参画基本計画	2021年3月 ~ 2026年3月	1	1			
41	341	基山町	基山町まちづくり課	1	2	0	0				0	第2次基山町男女共同参画推進プラン	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1			
41	345	上峰町	総務課	1	2	0	1				0	(上峰町男女共同参画計画及びDV被害者支援基本計画)	2021年4月1日 ~ 2030年3月31日	0	0			
41	346	みやき町	情報未来課	1	2	0	0				0	第3次みやき町男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1			
41	387	玄海町	企画商工課	1	2	0	0				0	玄海町第3次男女共同参画計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1			
41	401	有田町	まちづくり課	1	2	0	1				0	第3次有田町男女共同参画基本計画・DV被害者支援基本計画	2022年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1			
41	423	大町町	企画政策課	1	2	0	0				0	第2次大町町男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1			
41	424	江北町	総務政策課	1	2	1	0				0	(第3次江北町男女共同参画行動計画)	2021年4月 ~ 2025年3月	0	1			
41	425	白石町	総合戦略課	1	2	0	1				0	第3次白石町男女共同参画推進プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1			
41	441	太良町	総務課	1	2	0	0				0	(第5次太良町総合計画)	2020年4月 ~ 2028年3月	0	0			

<選択肢回答>

- 所属
1 首長部局
2 教育委員会

- 事務所
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

- 庁内連絡会議
1 有
0 無

- 諮問機関
1 有
0 無

- 男女共同参画に関する条例
現在の状況
1 2023年3月末までの制定を目的に検討中
2 2022年度以降の制定を目的に検討中
3 その他
0 検討していない

- 男女共同参画に関する計画
女性活躍推進法の推進計画との関係
1 一体
0 一体でない
計画の策定方法
1 単独計画として策定
0 総合計画の一部として策定

- 現在の状況
1 策定予定有
0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)																
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等				施設形態		管理・運営主体							
						住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営				
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
			0									0	0	0	0	0	0	0	0
41	201	佐賀市																	
41	202	唐津市																	
41	203	鳥栖市																	
41	204	多久市																	
41	205	伊万里市																	
41	206	武雄市																	
41	207	鹿島市																	
41	208	小城市																	
41	209	嬉野市																	
41	210	神埼市																	
41	327	吉野ヶ里町																	
41	341	基山町																	
41	345	上峰町																	
41	346	みやき町																	
41	387	玄海町																	
41	401	有田町																	
41	423	大町町																	
41	424	江北町																	
41	425	白石町																	
41	441	太良町																	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2022年4月1日現在で開設済の施設)															
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業									その他	
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究		
			0															
41	201	佐賀市			0	0	0											
41	202	唐津市			0	0	0											
41	203	鳥栖市			0	0	0											
41	204	多久市			0	0	0											
41	205	伊万里市			0	0	0											
41	206	武雄市			0	0	0											
41	207	鹿島市			0	0	0											
41	208	小城市			0	0	0											
41	209	嬉野市			0	0	0											
41	210	神埼市			0	0	0											
41	327	吉野ヶ里町			0	0	0											
41	341	基山町			0	0	0											
41	345	上峰町			0	0	0											
41	346	みやき町			0	0	0											
41	387	玄海町			0	0	0											
41	401	有田町			0	0	0											
41	423	大町町			0	0	0											
41	424	江北町			0	0	0											
41	425	白石町			0	0	0											
41	441	太良町			0	0	0											

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
				1		10	0	0.0	12	1	8.3	10	0	0.0	10	1	10.0	2,308	46	2.0
41	201	佐賀市				1	0	0.0	2	0	0.0							661	24	3.6
41	202	唐津市				1	0	0.0	2	0	0.0							362	4	1.1
41	203	鳥栖市				1	0	0.0	1	1	100.0							75	5	6.7
41	204	多久市				1	0	0.0	1	0	0.0							104	1	1.0
41	205	伊万里市	2001年1月13日	伊万里市・男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							179	5	2.8
41	206	武雄市				1	0	0.0	1	0	0.0							107	1	0.9
41	207	鹿島市				1	0	0.0	1	0	0.0							84	1	1.2
41	208	小城市				1	0	0.0	1	0	0.0							181	2	1.1
41	209	嬉野市				1	0	0.0	1	0	0.0							88	0	0.0
41	210	神埼市				1	0	0.0	1	0	0.0							121	0	0.0
41	327	吉野ヶ里町										1	0	0.0	1	1	100.0	39	0	0.0
41	341	基山町										1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0
41	345	上峰町										1	0	0.0	1	0	0.0	25	0	0.0
41	346	みやき町										1	0	0.0	1	0	0.0	57	0	0.0
41	387	玄海町										1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0
41	401	有田町										1	0	0.0	1	0	0.0	16	1	6.3
41	423	大町町										1	0	0.0	1	0	0.0	31	0	0.0
41	424	江北町										1	0	0.0	1	0	0.0	35	1	2.9
41	425	白石町										1	0	0.0	1	0	0.0	44	1	2.3
41	441	太良町										1	0	0.0	1	0	0.0	55	0	0.0

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点コード	1	2022年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			調査時点コード								
			目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)		審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	
																																	その他
		小計			769	636	10,988	3,757	34.2		413	361	5,381	1,603	29.8	103	64	616	111	18.0	359	73	20.3	394	75	19.0							
41	201	佐賀市	43.0	2026年3月	52	49	1,284	553	43.1	法律、条例、規則により設置されている審議会等	39	38	533	187	35.1	6	4	43	8	18.6	43	7	16.3	44	7	15.9	2	2022年6月1日	2	2022年6月1日	2	2022年6月1日	
41	202	唐津市	50.0	2025年3月	73	65	1,578	555	35.2	法律、政令、条例、規則、要項等により配置している委員、相談員、審議会等。法律により設置している委員会等(地方自治法108条の5)	31	27	634	189	29.8	6	5	35	8	22.9	28	5	17.9	29	5	17.2	1		1		1		
41	203	鳥栖市	40.0	2023年3月	53	49	766	309	40.3	法律により設置されている委員会等(地方自治法180条の5、地方自治法202条の3)、要綱等に設置されている委員会等、法律に基づく委員・相談員	18	17	200	67	33.5	5	3	27	5	18.5	29	6	20.7	30	6	20.0	1		1		1		
41	204	多久市	40.0	2023年3月	54	41	677	262	38.7	地方自治法第180条の5による行政委員会、法律に基づく委員、地方自治法202条の3に基づく審議会、委員会等、その他要綱に基づく審議会、委員会等	21	18	217	59	27.2	5	4	25	5	20.0	26	3	11.5	27	3	11.1	1		1		1		
41	205	伊万里市	40.0	2023年3月	53	51	890	322	36.2	要綱等により設置されている懇話会、会議等	28	27	380	105	27.6	6	5	33	6	18.2	28	6	21.4	29	6	20.7	1		1		1		
41	206	武雄市	40.0	2023年3月	51	47	1,057	376	35.6	地方自治法第202条の3に基づく審議会等委員及び180条の5に基づく委員会委員の数に市規則・要綱で設置している審議会等委員及び法令に基づく委員・相談員を合算した数	22	21	365	126	34.5	5	3	63	8	12.7	24	9	37.5	25	9	36.0	1		1		1		
41	207	鹿島市	40.0	2025年3月	32	29	397	132	33.2	施策の決定等に関する審議会・協議会等	18	16	211	67	31.8	5	3	25	6	24.0	25	14	56.0	26	14	53.8	1		1		1		
41	208	小城市	35.0	2022年3月	55	48	715	249	34.8	法律または政令、条例、規則、要綱等により設置されている審議会等	24	21	244	83	34.0	5	4	30	7	23.3	23	5	21.7	24	5	20.8	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日	
41	209	嬉野市	40.0	2023年3月	83	50	850	259	30.5	・法律又は政令により設置されている審議会等・地方自治法第180条により設置されている委員会等・条例・要綱等により設置されている審議会、協議会、委員会等	48	37	579	167	28.8	5	3	26	4	15.4	24	5	20.8	25	5	20.0	1		1		1		
41	210	神埼市	40.0	2024年3月	47	40	713	173	24.3	市の所管する全審議会等	13	11	173	28	16.2	5	2	27	4	14.8	21	4	19.0	22	4	18.2	1		1		1		
41	327	吉野ヶ里町	40.0	2026年3月	12	10	102	25	24.5	法律、政令または条例等により設置されている審議会等	9	9	89	19	21.3	5	3	24	6	25.0						1		1		1			
41	341	基山町	30.0	2026年3月	33	25	324	100	30.9	地方自治法(第202条の3、第180条の5)に基づく審議会等	28	23	296	97	32.8	5	2	28	3	10.7						1		1		1			
41	345	上峰町	30.0	2022年3月	13	8	83	23	27.7	審議会	2	1	19	4	21.1	5	3	23	7	30.4						1		1		1			
41	346	みやき町	30.0	2027年3月	25	19	268	49	18.3	法律、条例等により設置されている審議会等	20	17	230	45	19.6	5	2	38	4	10.5	21	4	19.0	22	4	18.2	1		1		1		
41	387	玄海町	30.0	2025年3月	31	19	269	68	25.3	法律若しくは条例に基づき設置されているもの	13	7	131	30	22.9	5	2	21	3	14.3	8	1	12.5	9	1	11.1	1		1		1		
41	401	有田町	35.0	2026年4月	29	25	313	102	32.6	法律又は政令及び条例及び規則等により設置されている審議会等及び委員会等	20	19	209	62	29.7	5	3	32	5	15.6				20	2	10.0	1		1		1		
41	423	大町町	40.0	2026年3月	10	9	80	28	35.0	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	10	9	80	28	35.0	5	1	18	1	5.6						1		1		1			
41	424	江北町	30.0	2025年3月	22	19	189	40	21.2	地方自治法第202条の3に基づく審議会	8	7	84	19	22.6	5	5	27	7	25.9	22	2	9.1	23	2	8.7	1		1		1		
41	425	白石町	40.0	2026年3月	18	16	215	70	32.6	地方自治法第180条の5、第202条の3に該当する審議会	13	13	165	63	38.2	5	3	50	7	14.0	21	2	9.5	22	2	9.1	2	2022年7月1日	2	2022年7月1日	1		
41	441	太良町	40.0	2023年4月	23	17	218	62	28.4	可能な範囲すべて(条例に基づく審議会等のほか、要綱や要領に基づく審議会等も含む)	15	10	162	49	30.2	5	4	21	7	33.3	16	0	0.0	17	0	0.0	1		1		1		

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

佐賀県

都道府県	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値			目標設定の対象である審議会等の範囲			地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況			地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況			(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)					
			目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性を含む数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	
		佐賀市																					
		唐津市																					
		鳥栖市																					
		多久市																					
		伊万里市																					
		武雄市																					
		鹿島市																					
		小城市																					
		嬉野市																					
		神埼市																					
		吉野ヶ里町																					
		基山町																					
		上峰町																					
		みやき町																					
		玄海町																					
		有田町																					
		大町町																					
		江北町																					
		白石町																					
		太良町																					

調査時点	議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。											
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
				1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、過去に事例がない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない													
				11	1の合計	20	0	18		11						15	15	15	15	17	13	
				4	2の合計	0	12	2		7						2	2	3	2	2	0	
				0	3の合計	0	4			2						0	0	0	0	0	0	
				5	4の合計	0	4									3	3	2	3	1	6	
41	201	佐賀市	1	佐賀市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓をすることができる文書等) 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。	佐賀市議会	1	2	1	佐賀市議会会議規則 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	1			佐賀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第3条第2項 議員が長期欠席をした場合における議員報酬の月額は、長期欠席の期間が90日を経過する日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から出席等した日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)までの間、前条の規定にかかわらず、同条に規定する議員報酬の月額に別表第2の左欄に掲げる支給月の初日の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める割合を乗じて得た額とする。 同条3項 長期欠席の事由が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、前項の規定は適用しない。 (2) 女性の議員の出産(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項に規定する期間の範囲内である場合に限る。)	1	1	1	1	1	1	1	1	
41	202	唐津市	1	唐津市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた職員が、改正前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	唐津市議会	1	2	1	唐津市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1			唐津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第2条 議長等が自己都合、疾病その他の事由により、本会議、唐津市議会委員会条例(平成23年条例第1号)に規定する委員会若しくは唐津市議会会議規則(平成23年議会規則第1号)第163条の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場又は同規則第164条に規定する議員の派遣若しくは同規則第104条に規定する委員の派遣(以下「会議等」という。)を欠席した場合は活動休止の届け出があった場合は、前条の規定にかかわらず、当該議長等の議員報酬を減額して支給する。 2 前項の規定により支給する議員報酬の月額、前条に定める議員報酬の月額に、当該議長等が会議等を欠席した日又は前項に規定する届け出に記載された活動休止日のいずれか早い日から、会議等に出席した日又は復帰届出書に記載された復帰日のいずれか早い日の前日までの期間(以下「活動休止期間」という。)に応じて、次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。 活動休止期間支給割合 90日を超え180日以下であるとき 100分の80 180日を超え365日以下であるとき 100分の70 365日を超えるとき 100分の50 3 前項に規定は、活動休止期間が90日を超える日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から、会議等に出席した日又は復帰届出書に記載された復帰日のいずれか早い日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで適用する。	1	1	1	1	1	1	1	1	
41	203	鳥栖市	1	鳥栖市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書等で、法令又は条例等の規定に反する恐れがなく、かつ、職務執行上又は事務処理上、誤解や混乱を招く恐れのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	鳥栖市議会	1	2	1	鳥栖市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産予定日(議員が出席したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2							1	1	1	1	1	4
41	204	多久市	2		多久市議会	1	2	1	多久市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							4	4	2	4	1	4

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。					問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない				
								1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
41	205	伊万里市	伊万里市職員旧姓使用取扱要綱 第1条及び第2条	伊万里市議会	1	3	1	伊万里市議会会議規則第2条 議員は出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	3	欠席届が提出されている場合に限り減額給付の適用を除外している。	1	1	1	1	1	1			
41	206	武雄市	武雄市議員の旧姓使用に関する規程 (旧姓使用の承認申請) 第2条 議員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、任命権者の承認を受けなければならない。 2 前項の旧姓使用承認申請書は、所属長を経て任命権者に提出するものとする。(承認) 第3条 任命権者が旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。 2 任命権者は、前項の承認通知書を通知したときは、旧姓使用職員台帳(様式第3号)に承認の内容を記載するものとする。	武雄市議会	1	4	1	武雄市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1			
41	207	鹿島市	鹿島市議員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員が改正前の氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用することに関し必要な事項を定めるものとする。第2条 この要綱は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する一般職に属する職員に適用する。	鹿島市議会	1	3	1	鹿島市議会会議規則 第2条第1項 議員は、疾病、出産その他事故のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。この場合において、出産により欠席することの出来る期間は、鹿島市議員の勤務時間、休憩等に関する規則(平成7年規則第5号)第15条に定める基準によるものとする。第2条第2項 前項の規定は、遅参、早退及び一時退席について準用する。	1	鹿島市議会会議規則 第2条第1項 議員は、疾病、出産その他事故のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。この場合において、出産により欠席することの出来る期間は、鹿島市議員の勤務時間、休憩等に関する規則(平成7年規則第5号)第15条に定める基準によるものとする。第2条第2項 前項の規定は、遅参、早退及び一時退席について準用する。	2	2	2	2	1	1			
41	208	小城市	小城市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨)第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員について、改正前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	小城市議会	1	2	1	小城市議会会議規則 第82条 2 委員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	1	小城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例 第4条 議員に長期欠席が生じたときの議員報酬の月額、当該議員の職に応じた議員報酬の月額に、長期欠席の期間に応じて、次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。	1	1	1	1	1	1			
41	209	嬉野市	嬉野市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓を使用することができる文書等) 第2条 議員は、任命権者の承認を受けて、職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱を招くおそれのない文書等について、旧姓を使用することができる。	嬉野市議会	1	2	1	嬉野市議会会議規則 ○第2条第2項 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 ○第88条第2項 委員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1			
41	210	神埼市		神埼市議会	1	2	1	神埼市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎児のばあいには、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第4条第2項 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎児のばあいには、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	3	減額規定はあるが出産については労働法65条の期間内で議長に欠席届の提出される場合は適用除外の規定あり	1	1	1	1	1	1			
41	327	吉野ヶ里町	吉野ヶ里町職員旧姓使用に関する要綱 (旧姓の使用) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、おおむね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。	吉野ヶ里町議会	1	4	1	吉野ヶ里町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	吉野ヶ里町議会の議員の報酬及び費用弁償等の支給規則 (支給停止) 第3条 議会の招集に全く応じなかったときは、報酬及び費用弁償を支給しない。	1	1	1	1	1	4			

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
			職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7								
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
41	341	基山町	1	基山町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 旧姓の使用は、別表第1に掲げる文書等とする。ただし、別表第2に掲げる文書については、旧姓を使用することができない。	基山町議会	1	2	1	基山町議会規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第3条 3 (2) 長期欠席の事由が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、前項の規定は適用しない。 (2) 女性の議員の出産(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65号第1項又は第2項に規定する期間の範囲内である場合に限る。)	1	1	1	1	1	1	
41	345	上峰町	4		上峰町議会	1	3	2	みやき町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		みやき町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (議員報酬、期末手当の減額) 第8条 第2条の規定にかかわらず、みやき町議会会議規則(平成17年議会規則第1号)第2条に規定する届出があった場合は、次の表に定める区分に応じて議員報酬の月額を減額するものとする。 議会活動ができない期間 減額の割合 180日以上270日未満 100分の30 270日以上365日未満 100分の50 365日以上 100分の100	4	4	4	4	2	4	
41	346	みやき町	4		みやき町議会	1	2	1	みやき町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		みやき町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (議員報酬、期末手当の減額) 第8条 第2条の規定にかかわらず、みやき町議会会議規則(平成17年議会規則第1号)第2条に規定する届出があった場合は、次の表に定める区分に応じて議員報酬の月額を減額するものとする。 議会活動ができない期間 減額の割合 180日以上270日未満 100分の30 270日以上365日未満 100分の50 365日以上 100分の100	1	1	1	1	1	1	1
41	387	玄海町	4		玄海町議会	1	3	2	玄海町議会規則 第5条第2項議員が長期欠席をした場合における議員報酬の月額は、長期欠席の期間が90日を経過する日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から出席等した日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)までの間、前条の規定にかかわらず、同条に規定する議員報酬の月額に、次の表に掲げる議会活動休止期間に応じ、それぞれに定める割合を乗じて得た額とする。第3条3号女性の議員の出産(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項に規定する期間の範囲内である場合に限る。)	1		玄海町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第5条第2項議員が長期欠席をした場合における議員報酬の月額は、長期欠席の期間が90日を経過する日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から出席等した日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)までの間、前条の規定にかかわらず、同条に規定する議員報酬の月額に、次の表に掲げる議会活動休止期間に応じ、それぞれに定める割合を乗じて得た額とする。第3条3号女性の議員の出産(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項に規定する期間の範囲内である場合に限る。)	4	4	4	4	4	4	
41	401	有田町	2		有田町議会	1	2	1	有田町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		有田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	1	1	1	1	1	
41	423	大町町	4		大町町議会	1	4	1	大町町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		大町町議会議員の議員報酬等及び旅費に関する条例 第7条 第2条の規定にかかわらず、議員が自己都合、疾病その他の事由により定例会、臨時会、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会、全員協議会又は議員の派遣及び委員の派遣(以下「会議等」という。)を欠席した場合は、当該議員の議員報酬を減額して支給する。 2 前項の規定により減額して支給する議員報酬の月額は、第2条に規定する議員報酬の月額に、当該議員が会議等を欠席した日から、会議等に出席した日又は復帰届出書に記載された復帰日(以下「復帰日」という。)のいずれか早い日の前日までの期間(以下「欠席期間」という。)における減額期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 減額の期間 割合 長期欠席を始めた日から90日を超え180日以下の範囲にあるとき 100分の80 長期欠席を始めた日から180日を超え365日以下の範囲内であるとき 100分の70 長期欠席を始めた日から365日を超えるとき 100分の50 3 前項の規定は、欠席期間が90日、180日又は365日を経過した日の属する月の翌月から、復帰日の属する月(以下「復帰月」という。)まで適用する。ただし、欠席期間が90日を経過した月と復帰月が同一の場合は、復帰月の翌日に支給する議員報酬に適用する。 4 長期欠席の事由が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、前項の規定は適用しない。 (1) 議会の議員その他非常勤の議員の公務災害補償等に関する条例(平成19年佐賀県市町総合事務組合条例第26号)第3条第2項の規定により認定された公務又は運動により生じた災害 (2) 女性の議員の出産(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65号第1項又は第2項に規定する期間の範囲内である場合に限る。) (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者であること (4) その他議長が特に必要と認めた場合	2	2	2	2	2	4	
41	424	江北町	2		江北町議会	1	4	1	江北町議会規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに、議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		江北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに、議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県 市 区 町 村 コ コ ロ ド	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査															
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない									
				1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
41	425	白石町	1	白石町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を変更した後も、変更前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて必要な事項を定めるものとする。	白石町議会	1	2	1	白石町議会会議規則 第2条の2 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合によっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
41	441	太良町	4		太良町議会	1	2	1	太良町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1			太良町議会議員報酬等の特例に関する条例 第5条 次に掲げる事由により議員活動を引き続き長期間休止したときは、前2条の規定は適用しない。 (1)公務上の災害等 (2)議員の出産、ただし、労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は同条第2項(ただし書を除く。)に規定する期間の範囲内であって、かつ、町議会の会議等に出席せず、又は参加しないことについて議員から議長に対し届出がなされている場合に限る。 (3)災害その他議員の責によらない事故等の場合で、議長が公務上の災害に準ずると認めるもの。	1	1	1	1	1	1

調査時点 議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)

都道府県	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12 問11で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	1. 位置づけられた規定がある。	2. 位置づけられていない。	3. その他(不明等)			
		0	0	3	0	0	0	0		0	0	0			0		
		1	3	3	0	0	0	0		0	3	0			20		
		0	0	14	0	0	3	0		3	17	1			0		
		19	17		0	0	0	0				19					
41	201 佐賀市	4	4	3							3	4			2		
41	202 唐津市	4	4	1			3					4			2		
41	203 鳥栖市	4	4	3						3	3	4			2		
41	204 多久市	4	4	3							3	4			2		
41	205 伊万里市	4	4	3							3	4			2		
41	206 武雄市	4	4	3							3	4			2		
41	207 鹿島市	4	2	3							3	4			2		
41	208 小城市	4	4	1			3				3	4			2		
41	209 嬉野市	4	4	3						3	3	4			2		
41	210 神埼市	4	4	2							3	4			2		
41	327 吉野ヶ里町	4	4	3							3	4			2		
41	341 基山町	4	4	3							3	4			2		
41	345 上峰町	4	4	3							3	4			2		
41	346 みやき町	4	4	1			3				3	4			2		
41	387 玄海町	4	4	3							2	4			2		
41	401 有田町	4	4	3							2	4			2		
41	423 大町町	4	4	3							3	4			2		
41	424 江北町	4	4	3							3	4			2		
41	425 白石町	4	2	2							2	3			2		
41	441 太良町	2	2	2							3	4			2		